

労務管理セミナー

知らなきゃ大変!



有期契約社員の

# 無期転換ルール

©MOTOYO FUJIWARA

講師 社会保険労務士

くわの まさひろ  
**桑野 真浩** 氏

日時 平成30年 2月1日 (木)  
午後1時30分～3時00分

会場 明石商工会議所 6階集会室

駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用の上お越しください。

定員 80名

参加料 無料 一般の方も参加いただけます

～内容～

- 02 無期転換ルールって、なに?
  - 04 全員、正社員にするのが無期転換ルール?
  - 07 5年になる前に無期転換してもよい?
  - 09 パート社員が、無期転換ルールを利用する場合
  - 10 契約社員が、無期転換ルールを利用する場合
- 著書『知らなきゃ大変! 有期契約社員の無期転換ルールのポイント』より抜粋

無期転換ルールとは、有期契約社員の契約期間が5年を超えると、契約期間を無期とするように申し込むかことが出来る制度です。

平成30年4月が本格的な始まりですが、「無期転換ルール」は法律がある限り、ずっと続きます。

ぜひ、今回の研修にご参加いただき、来るべきスタートに備えてください。

お申込 FAX : 下記にご記入のうえ、078-923-1606 までお送り下さい  
メール : <akasi@nk-net.co.jp> あてに、下記の内容を送信下さい

● 2月1日 (木) 「無期転換ルール」セミナーに参加します

(屋号) 会社名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

公益社団法人 **明石納税協会**  
〒673-0025 明石市田町1-12-28  
電話 078-923-1500 FAX 078-923-1606

ホームページからもお申込できます

明石納税協会

検索

